

# 空間放射線量モニタリング測定方針

平成 29 年 4 月 1 日策定

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日改定

## 1. 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う市内の空間放射線量について、緩やかに減少している傾向を踏まえ、モニタリング測定を実施することにより、市内の放射線量の推移を把握し、市民に正確な情報を提供するとともに、職員における測定の技術を継承することを目的とする。

## 2. 測定区分

測定区分は次のとおりとする。

- (1) 定点測定：市内の状況を把握するため、代表する地点で定期的にモニタリング測定を実施する。
- (2) 埋設箇所測定：除染土壌を埋設している場所の放射線量を把握するため、モニタリング測定を実施する。

## 3. 測定地点及び測定方法

- (1) 定点測定  
別紙 1 のとおりとする。
- (2) 埋設箇所測定  
別紙 2 のとおりとする。

## 4. 測定機器

校正済の Na I シンチレーション式サーベイメータ（日立アロカメディカル株式会社製 TCS-172B）で測定する。

## 5. 測定体制

環境政策課職員が測定する。

## 6. 測定結果の公表

環境政策課が、市のホームページ等で公表する。また、測定結果を施設担当課へ送付することにより、各施設への周知を行う。

## 定点測定の実施方法

## 1. 測定施設

No.	測定地点
1	越谷市役所
2	桜井地区センター
3	新方地区センター
4	増林地区センター
5	大袋地区センター
6	荻島地区センター
7	出羽地区センター
8	蒲生地区センター
9	川柳地区センター
10	大相模地区センター
11	大沢地区センター
12	南越谷地区センター
13	北越谷地区センター
14	越ヶ谷地区センター

## 2. 測定方法

## (1) 測定位置

地表面から1メートルの高さで測定を実施する。

## (2) 測定地点

1地点で測定を実施する。

## (3) 測定回数

年1回以上の測定を実施する。

## (4) 測定時間

測定機器の時定数は10秒とし、約30秒間隔毎に3回の数値を読み取る。

## (5) 測定結果

3回読み取った数値の平均値を測定値とする。

※測定値は平均値の小数点第3位を四捨五入した値とする。

## 埋設箇所測定の実施方法

## 1. 測定施設

小 学 校					
No.1	越ヶ谷小学校	No.2	大袋小学校	No.3	荻島小学校
No.4	大相模小学校	No.5	南越谷小学校	No.6	蒲生第二小学校
No.7	東越谷小学校	No.8	大沢北小学校	No.9	大袋北小学校
No.10	蒲生南小学校	No.11	北越谷小学校	No.12	大袋東小学校
No.13	平方小学校	No.14	大間野小学校	No.15	宮本小学校
No.16	明正小学校	No.17	桜井南小学校		
中 学 校					
No.1	東中学校	No.2	西中学校	No.3	南中学校
No.4	北中学校	No.5	富士中学校	No.6	北陽中学校
No.7	栄進中学校	No.8	光陽中学校	No.9	武蔵野中学校
No.10	大袋中学校	No.11	新栄中学校	No.12	大相模中学校
保 育 所					
No.1	大相模保育所	No.2	七左保育所	No.3	登戸保育所
スポーツ・公園・その他の公共施設					
No.1	第1体育館	No.2	第2体育館	No.3	越谷流通公園
No.4	けやき荘				

## 2. 測定方法

## (1) 測定位置

地表面から5センチメートル、50センチメートル、1メートルの高さで検出器を任意の方向に向け測定を実施する。

## (2) 測定地点

除染土壌埋設地点の測定を実施する。

## (3) 測定時間

測定機器の時定数は10秒とし、測定開始から約30秒間隔毎に3回の数値を読み取る。

## (4) 測定回数

年2回の測定とする。

※測定時期については、環境政策課と施設担当課にて協議して実施する。

## (5) 測定結果

3回読み取った数値の平均値を測定値とする。

※測定値は平均値の小数点第3位を四捨五入した値とする。

## (6) 測定時の注意点

ア 検出器は地表面に並行にし、体からなるべく離して測定する。

イ 測定地点を写真や地図などで記録しておく。